

京都市子ども医療費の払戻しの方法について（償還払い）

1 助成の対象

どのような場合に払戻しが受けられるのか（以下の場合に払戻しを受けることができます）

- ・医療機関等窓口で「子ども医療費受給者証」（白色）を提示しなかった。
 - ・中学生のお子さんで、医療機関等窓口で「京都市子ども医療費受給者証」（さくら色）を提示せず、1か月に1医療機関で1,500円を超える通院医療費の支払いがあった。
 - ・中学生のお子さんで、複数医療機関等（調剤薬局含む）を受診するなど1か月に1,500円を超える通院医療費の支払いがあった。
 - ・京都府外の医療機関等を受診した。
 - ・治療用装具（コルセットやギプス、小児弱視等の治療用眼鏡等）の支払いをした。
- ※ただし、医師が治療上必要と認めたものに限る

など

<注意事項>

- ・加入している健康保険から高額療養費や附加給付金等の支給を受けることができる場合は、先にその支給を受けてください。
- ・令和5年8月診療分までは3歳～小学生のお子さんも1か月に1,500円を超える通院医療費の支払いがあれば、払戻しの対象となります。
※令和元年8月以前の診療分については、1か月の自己負担額の合計が3,000円を超えた場合
- ・調剤薬局における領収書も支給の対象となります。

2 申請方法等

(1) 必要書類

必要書類 ①～⑤は全員必須、⑥～⑨は該当者のみ

- ① 「医療費支給申請書」
(ホームページからダウンロードしていただくか、分室・区役所・支所等でもお渡しできます。)
- ② 「子ども医療費受給者証」（白色）のコピー ※1
- ③ 健康保険証のコピー（対象となるお子さんの名前が記載されているもの）※1
- ④ 領収書原本（患者名、受診日、医療機関名、保険診療点数が記載されたもの）※1、2
- ⑤ 通帳又はキャッシュカードのコピー（支給は口座振込となるため、振込先口座番号等が分かるもの）※1
- ⑥ 保険者が発行した療養費、高額療養費、付加金等の支給証明書（支給を受けた方のみ）
- ⑦ （治療用装具の申請をされる方）治療用装具製作指示装着証明書、医師の意見書（同意書）及び治療用装具装着証明書※2

※1 区役所・支所等の窓口での手続きの際は、子ども医療費受給者証、健康保険証、領収書等は必ず原本をご持参ください。

※2 各書類について、保険者から原本の返却を受けられない場合はコピーでも構いません。その場合、保険者への提出前にコピーを取っておくようにしてください。（保険者によ

っては、原本提出後のコピーの交付に手数料等が必要となる場合があります。)

**<柔道整復、鍼灸、あん摩・マッサージ（接骨院、整骨院等における施術）に係る医療費の場合
は以下の書類も必要となります。>**

- ⑧ 療養費支給申請書のコピー
- ⑨ 医師の同意書のコピー（柔道整復の場合は不要）

※柔道整復の場合、保険者が発行した療養費の支給証明書は不要です。

※療養費支給申請書のコピーの添付が困難な場合、施術録のコピーを添付してください。療養費支給申請書のコピー及び施術録のコピーの添付が困難な場合、施術師が記入した「柔道整復施術療養費の支給申請内容に係る申出書」を添付してください。（様式はホームページからダウンロードしてください。）

（２）必要書類を京都市に申請（郵送可）

送付先・問合せ先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地 1 井門明治安田生命ビル 3 階

京都市子ども家庭支援課分室

電話：075-251-1123

申請時期

診療日の翌日（中学生外来は診療月の翌月）から5年以内に申請してください。